

# 基礎講座〈主要4科目編 マイナー科目編〉テキスト

## 初学者のために開発された オリジナルテキスト

基礎講座〈主要4科目編〉〈マイナー科目編〉で使用する「基本テキスト」は、司法書士試験全科目の基礎知識を習得するテキストです。初めて法律を学習する人でも、法律の体系や基本知識がしっかりと身につくようにコンパクトにまとめています。各章の初めには、Topicsを掲載し、何をどのように学習していけばよいか、どこが重要かを明記し、重要な論点は、ケーススタディとして、事案を図に示しており、法律を学ぶ上で重要な権利関係を効率よく学習できるようにしてあります。また、比較して覚えておくべき点については図表を用いています。過去の出題傾向についても記載していますので、「過去問を参照することにより本試験に対応できる」知識を身につけることができるテキストです



### 学習の指針となるTopics

初めて学習する人のために、何を学習するのか、どこが重要かを明記しています。

### ケーススタディの掲載

複雑な権利関係も図を用いることで論点を理解できるように工夫しています。

### 本試験の出題実績を記載

本試験で出題された論点の該当ページに、本試験出題年、番号を掲載。本試験で良く問われる重要知識が一目でわかるとともに、復習にも役立ちます。

### 第2節 取得時効

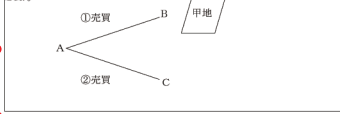
#### Topics

- ここでは、取得時効について学習する。
- 取得時効の要件をしっかりと理解しておくこと。

#### I 所有権の取得時効

##### ケーススタディ

BはAからA所有の甲土地を購入したが、所有権移転登記(密)をしていなかった。その後、AはCに対して甲土地を売買した。甲土地はAが10年間占有している。CはAに対して、甲土地は自分のものなので立ち退いてくれと言えるか(※この土地は自分のものだと言えるためには所有権移転登記が必要)。



#### 1 要件

所有権の取得時効の要件は、(1)一定の要件を備えた占有と、(2)一定の期間の継続である(民§162)。

##### (1) 占有

ここにいる「占有」とは、所有の意思をもって物を所持することをいう。では、「所有の意思をもって」する占有とはどのようなものか。

- ① 「所有の意思をもって」する占有
- ② 所有権の取得時効の要件である占有は、所有の意思に基づく占有(自主占有)でなければならない。  
→所有の意思のない占有を他主占有という  
所有の意思の有無は、占有取得の原因である事実によって、外形的客観的に決定される(最判昭45.6.18)。

—198—

### 判例・学説も紹介

判例と学説にも言及し、推論問題にも対応できるよう、必要な知識をまとめてあります。

#### 第5章 契約総論

| Study 1    | 直接効果と間接効果                                                     |                                  |
|------------|---------------------------------------------------------------|----------------------------------|
|            | 直接効果説(判例)                                                     | 間接効果説                            |
| 意義         | 契約が解除されると、解除の直後の効果として契約上の債権債務は初めて消滅する                         | 契約が消滅するのではなく、原状を回復させる債権債務関係が発生する |
| 未履行債務      | 債務の消滅と消滅により履行義務を免れる                                           | →原状回復義務が履行されてはじめて関係が消滅する         |
| 既履行債務      | 法律上の原因のない給付として不当利得返還義務が発生する                                   | 履行を拒絶する抗弁権が発生する                  |
| 返還義務の性質    | →解除の場合、原状回復義務まで拡大されている                                        | 解除の時から新たな返還義務が発生する               |
| 545条1項ただし書 | 第三者の権利を保護するために、解除の消滅効果を制限                                     | →545条1項ただし書は注意規定                 |
| 545条3項     | 債権者を保護するために、解除の消滅効果を制限を加えて、債務不履行による損害賠償請求権を契約解除にもかかわらず存続させたもの | →545条3項は当然の規定                    |
|            | →545条3項は特別の規定                                                 | →履行利益の賠償                         |

### 最強の情報集約ツールとして活用

空白箇所を多く設けているので、苦手な論点や講義で得た情報などを書き込むことによって、自分だけのオリジナルテキストとして活用することができます。